

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

新潟市教育委員会

教育長

夏目久美

新潟市教育委員会規則第 3 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「公民館長は」の前に「中央」を加え、「それぞれの」を「新潟市」に改め、「実施状況を」の次に「新潟市」を加える。

第16条中「条例第10条第1項各号に掲げる」を「新潟市中央」に改める。

別表第1中新潟市大江山公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。